



海外情報連絡会運営委員選出に関する細則

平成 29 年 9 月 14 日 第 57 回海外情報連絡会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本細則は「海外情報連絡会規約」(1003-01) 第 6 条で定める海外情報連絡会(以下、「連絡会」という)連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事を含む運営委員の選出について、その詳細を定めるものである。

(選挙)

第 2 条 運営委員は、投票による選挙により選出する。

- 2 書面による投票に代えて投票の一部または全部を電子投票により実施することができる。
- 3 有効投票総数の 90%以上の信任投票のあった者を当選者とする。なお、連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事については、複数の立候補者があった場合には、最多得票を得た候補者を当選とする。

(候補者)

第 3 条 運営小委員会は 1 月 5 日までに海外情報連絡会ホームページ上または電子メールにて次年度の運営委員の選挙の期日と役職を公示する。

- 2 立候補を希望する連絡会員はその旨を 1 月 19 日までに庶務幹事に届け出なくてはならない。
- 3 運営小委員会は、連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事のそれぞれに対して少なくとも 1 名の候補者を指名する。また、その他の運営委員は 6 名以上を確保できる人数の候補者を指名し、毎年約半数の運営委員が改選される構成とする。
- 4 庶務幹事または庶務幹事の指名する担当運営委員は選挙人名簿を確定した上で、2 月 20 日までに候補者リストをとりまとめ、連絡会員に投票のために送付する。

(投開票、投票立会人)

第 4 条 連絡会長は、運営委員、候補者を除く連絡会員から投票立会人を複数名指名する。

- 2 投票は 3 月 10 日までに回収し、庶務幹事の責において各投票の有効性を確認し集計する。全有効投票は投票立会人に提出されなければならない。
- 3 投票立会人は 3 月 15 日までに庶務幹事に結果を連絡しなければならない。
- 4 庶務幹事は、役職毎に当選した候補者を確定し宣言しなければならない。

(当選者の承認と役職への就任)

第 5 条 当選者は「春の年会」にあわせて招集される連絡会全体会議において承認を受け、同日をもって各役職に就任し任期を起算する。

(重複候補の禁止)

第6条 連絡会員は同時に2つ以上の役職の候補になることはできない。

(再任)

第7条 連絡会長、副連絡会長、庶務幹事、会計幹事は、連続2期にわたって同一役職に就任することはできない。

- 2 原則として、任期を満了した後、連絡会長は自動的に副連絡会長が引き継ぎ、庶務幹事は自動的に会計幹事が引き継ぐ。
- 3 その他の運営委員は連続2期にわたって任にあたる。また、「海外情報連絡会規約」(1003-01)に定めるとおり、運営委員が選挙を経て再任されることは、これを妨げない。

(改定)

第8条 本細則の改定は、海外情報連絡会運営小委員会が起案し、海外情報連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成24年3月20日 第46回海外情報連絡会全体会議制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成23年9月22日 「海外情報連絡会運営委員選出に関する内規」として第45回海外情報連絡会全体会議制定
 - ② 平成24年3月20日 学会管理の内規に変更 第46回海外情報連絡会全体会議制定
 - ③ 平成27年9月11日 第53回海外情報連絡会全体会議承認,平成27年12月14日 第2回部会等運営委員会報告,平成28年1月26日 第6回理事会報告
 - ④ 平成28年3月27日 「海外情報連絡会運営委員選出に関する細則」に変更 第54回海外情報連絡会全体会議承認,平成28年4月15日 部会等運営委員会メール報告,平成28年5月24日 第8回理事会報告
 - ⑤ 平成29年9月14日 第57回海外情報連絡会全体会議承認,平成29年10月13日 部会等運営委員会メール報告,平成29年10月26日 第6回理事会報告

附則

- 1 平成27年9月11日承認の内規は、海外情報連絡会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成28年3月27日承認の細則は、海外情報連絡会全体会議承認の日から施行する。
- 3 平成29年9月14日承認の細則は、海外情報連絡会全体会議承認の日から施行する。